

道場および団体の登録・公認規程

公益財団法人 合気会

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、開祖植芝盛平翁が創始し、今日に承継されている現代武道である合気道を修業する者、ならびに生涯学習として合気道に親しむ者、あるいは人間交流の絆として合気道を求める者たちの集う場として各地に設営された合気道の道場および団体を登録・公認することにより、合気道の普及および振興活動に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、登録道場および団体、ならびに公認道場および団体を、次のとおり定義する。

- (1) 「登録道場および団体」とは、代表者および指導者が、合気道の精神と行動規範を十分に理解し、日本国内の稽古場所において継続的に合気道の稽古を行うことを目的に形成された組織が、(公財)合気会に申請を行い、承認されたものをいう。
- (2) 「公認道場および団体」とは、「登録道場および団体」の内、合気道の普及ならびに振興の核となる道場および団体として(公財)合気会が認定したものをいう。

第2章 登 録

(申請)

第3条 合気会に登録を希望する道場および団体は、別途定めるガイドラインによって申請する。

(承認)

第4条 (公財)合気会は、申請が別途定めるガイドラインの登録要件を充たしている場合は登録道場および団体として承認する。

(届出事項の変更・更新)

第5条 登録道場および団体は、届出事項に変更があった場合は、(公財)合気会に対し、速やかに書面で届けなければならない。

(登録の抹消)

第6条 (公財) 合気会は登録道場および団体について、登録要件の不足など登録が相応しくないと認められる事情があるときは、登録を抹消することができる。

第3章 登録道場および団体の地位

(公表)

第7条 (公財) 合気会は、登録道場および団体の基本的事項を公表する。

(冠名称)

第8条 登録道場および団体は、「(公財) 合気会登録」の冠名称を用いることができる。

(遵守義務)

第9条 登録道場および団体ならびにその代表者・指導者は、合気道の道統と合気道の精神を尊重し、その高揚に努めるとともに、(公財) 合気会の諸規程等を遵守し、合気道および(公財) 合気会ならびに他の登録道場および団体の名誉や信用を傷つける等の行為をしてはならない。

第4章 公認

(公認)

第10条 登録道場および団体の内で、一定の要件を充たしている場合には、公認道場および団体として認定する。

- (1) その要件は、別途定めるガイドラインによる。
- (2) 公認道場および団体は、「(公財) 合気会公認」の冠名称を用いることができる。

(準用)

第11条 本規程の第3条から第7条および第9条を公認の場合に準用する。

第5章 ガイドライン等

(ガイドライン等)

第12条 この規程を実施するために必要な事項は、別途ガイドライン等において定める。

第6章 附 則

(施行)

第13条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(修正)

第14条 この規定は、平成24年4月1日より国の財団法人の制度の改正に伴い、財団法人、もしくは(財)を公益財団法人、もしくは(公財)と修正して施行する。